

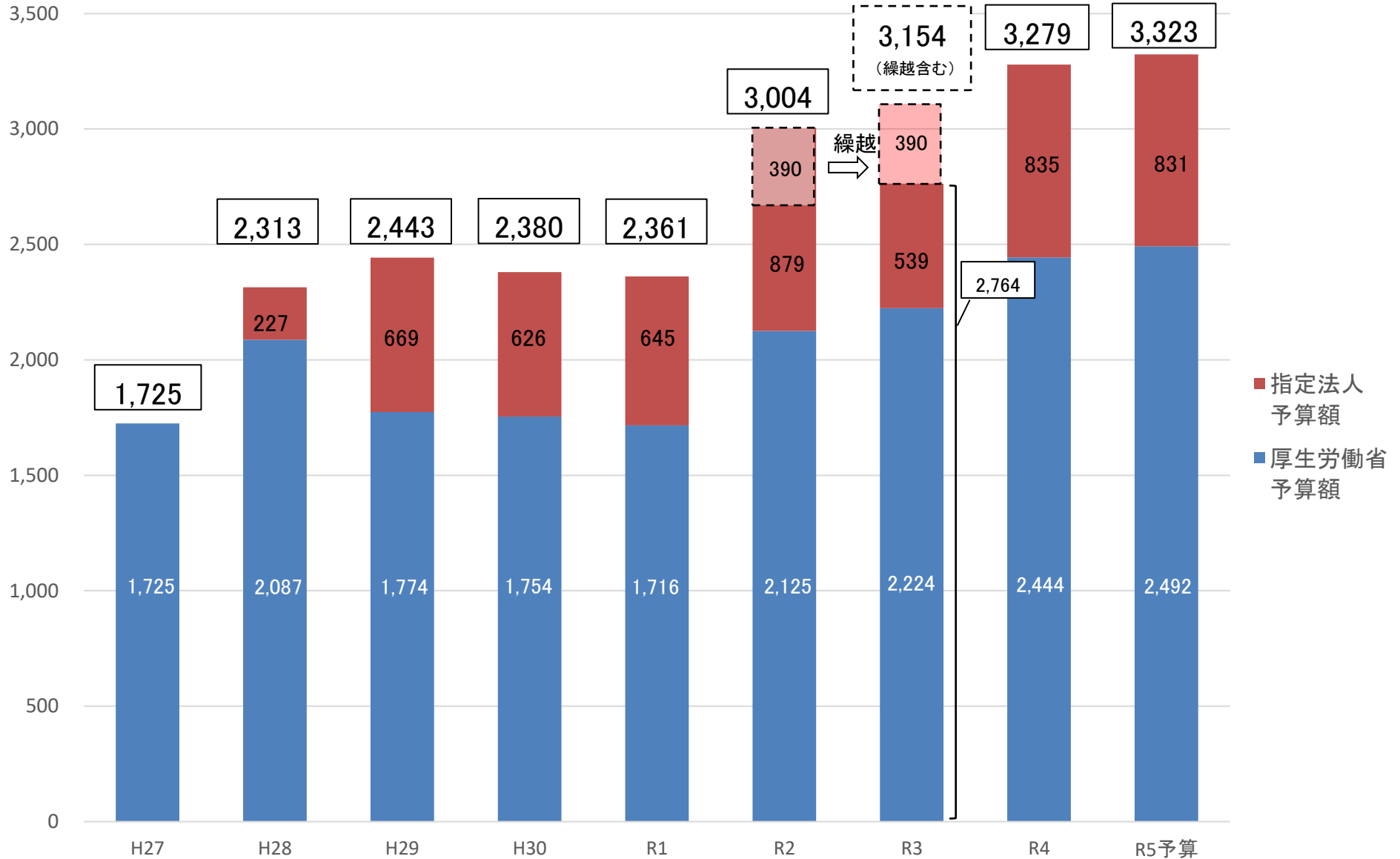
令和5年度予算について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

戦没者の遺骨収集にかかる予算額の推移

(単位:百万円)



※百万円単位で四捨五入しているため、指定法人予算額と厚生労働省予算額の積み上げは合計と一致しない場合がある。

令和5年度予算 遺骨収集事業等の推進

令和5年度予算 3,323百万円
令和4年度予算 3,279百万円

① 硫黄島における遺骨収集事業 1,512百万円（1,499百万円）

- 「関係省庁会議」において決定された取組方針等に基づき、滑走路地区における面的調査(改良型地中探査レーダによる深さ10m超の地点の空洞調査、面的ボーリング調査及び地下壕の構造解析)等を実施する。

② 海外等における遺骨収集事業 933百万円（915百万円）

現地調査・埋葬地調査 483百万円

○調査派遣班数

現地調査	R4	54班	→	R5	54班
埋葬地調査	R4	10班	→	R5	10班



令和4年度

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④マリアナ諸島、⑤ミャンマー、⑥インド、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨インドネシア、⑩パラオ諸島、⑪その他南方地域、⑫旧ソ連地域

令和5年度

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④マリアナ諸島、⑤ミャンマー、⑥インド、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨インドネシア、⑩パラオ諸島、⑪その他南方地域、⑫旧ソ連地域

遺骨収集 450百万円

令和4年度

- ①沖縄、②フィリピン、③東部ニューギニア、④ビスマーク・ソロモン諸島、⑤マリアナ諸島、⑥ミャンマー、⑦インド、⑧トラック諸島、⑨マーシャル諸島、⑩インドネシア、⑪パラオ諸島、⑫ギルバート諸島、⑬樺太、⑭その他南方地域、⑮ハバロフスク地方、⑯沿海地方、⑰ザバイカル地方

令和5年度

- ①沖縄、②フィリピン、③東部ニューギニア、④ビスマーク・ソロモン諸島、⑤マリアナ諸島、⑥ミャンマー、⑦インド、⑧トラック諸島、⑨マーシャル諸島、⑩インドネシア、⑪パラオ諸島、⑫ギルバート諸島、⑬樺太、⑭その他南方地域、⑮ハバロフスク地方、⑯沿海地方、⑰ザバイカル地方

③ 法人運営経費 156百万円（159百万円）

- 指定法人の人件費、事務経費等

④ 海外公文書館の資料収集 17百万円 (17百万円)

- 海外資料調査により取得した資料の翻訳・分析及び海外公文書館等所蔵資料の追加調査を行う。

⑤ 遺骨の鑑定 667百万円 (653百万円)

- DNA鑑定の実施、遺骨鑑定専門員の遺骨収集への派遣

⑥ 遺骨・遺留品の伝達 38百万円 (35百万円)

- 遺留品調査の実施、遺骨引渡式の実施

(参考) 上記経費の内訳(法人への委託費・再掲)

	法人への委託費	法人への委託費以外の経費	合 計
運営費	155百万円 (158百万円)	1百万円 (1百万円) ※有識者会議開催経費	156百万円 (159百万円)
事業費	675百万円 (677百万円)	2,491百万円 (2,444百万円)	3,167百万円 (3,121百万円)
合 計	831百万円 (835百万円)	2,492百万円 (2,445百万円)	3,323百万円 (3,279百万円)

※1 ()内の金額は令和4年度予算

※2 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の積み上げが合計と一致しない場合がある。

令和5年度援護関係予算の主要事項

	【4年度予算】	【5年度予算】
援護関係予算総額	19,378百万円	→ 18,465百万円
1 援護年金	4,320百万円	→ 3,569百万円
	(受給人員 2,509人 → 2,161人)	
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給	823百万円	→ 754百万円
〈支給対象件数〉		
・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	約85万人	
・戦没者等の妻に対する特別給付金	約5,500人	
3 遺骨収集事業等の推進	3,279百万円	→ 3,323百万円
(1) 遺骨収集事業	2,573百万円	→ 2,601百万円
ア 硫黄島における遺骨収集事業	1,499百万円	→ 1,512百万円
イ 海外等における遺骨収集事業	915百万円	→ 933百万円
ウ 法人運営経費	159百万円	→ 156百万円
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円	→ 17百万円
(3) 遺骨の鑑定	653百万円	→ 667百万円
ア 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定	238百万円	→ 245百万円
イ 戦没者遺骨の鑑定技術の研究・実用化検討	274百万円	→ 280百万円
ウ 分析施設（ラボ）における鑑定実施	135百万円	→ 136百万円
エ 会議開催経費・事務費等	6百万円	→ 6百万円
(4) 遺骨・遺留品の伝達	35百万円	→ 38百万円

4 戦没者慰霊事業等	6 2 7 百万円	→	6 3 2 百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	1 9 7 百万円	→	1 9 7 百万円
(2) 慰霊巡拝等	4 3 0 百万円	→	4 3 5 百万円
ア 慰霊巡拝	9 9 百万円	→	1 0 4 百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	5 3 百万円	→	5 4 百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	1 9 百万円	→	1 9 百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	1 0 百万円	→	1 0 百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	9 百万円	→	9 百万円
エ 慰霊友好親善事業	2 5 9 百万円	→	2 5 9 百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	6 5 6 百万円	→	6 4 3 百万円
(1) 昭和館	4 6 1 百万円	→	4 6 9 百万円
(2) しょうけい館	1 9 6 百万円	→	1 7 4 百万円
(うち、都市再開発に伴う移転経費)	2 3 百万円	→	0 百万円)
6 中国残留邦人等の援護等	9, 3 2 1 百万円	→	9, 1 9 2 百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	9, 1 7 4 百万円	→	9, 0 4 5 百万円
ア 支援給付の実施等	9, 1 3 2 百万円	→	9, 0 0 4 百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	4 1 百万円	→	4 1 百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1 0 7 百万円	→	1 0 7 百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	4 0 百万円	→	3 9 百万円

(参考) 令和4年度第二次補正予算

※下記の経費について、前倒しして令和4年度第二次補正予算に計上。

計 1 3 0 百万円

・ 昭和館施設改修経費

2 2 百万円

・ 援護システム機能強化事業

1 0 8 百万円 (デジタル庁計上分)

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※ 令和4年度予算及び令和5年度予算は、デジタル庁計上分を含む。